

## 令和6年度地域包括支援センターの事業評価について

### 1. 地域包括支援センターの事業評価とは

市町村は、定期的に地域包括支援センターにおける事業の実施状況について評価を行い、必要な措置を講じなければならないこととされています。(介護保険法第115条の46関係)  
 国において定められた指標(全国統一)により、人員体制及び業務の実施状況等を把握し、また、全国的な傾向と比較し、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を図って参ります。

### 2. 評価の概要

令和6年度における地域包括支援センター事業の評価について、令和6年6月に実施され、令和7年2月に全国集計され公表されています。本市の評価結果と全国平均値については以下のとおりとなっています。

### 3. 評価結果

#### (1) 当市の地域包括支援センターの特徴

基幹型地域包括支援センターは市全域の認知症施策や在宅医療・介護連携等の政策的な企画・立案の実施や虐待・困難事例に対応する役割を担い、各圏域地域包括支援センターは個別の総合相談支援、ケアマネジャー支援、地域ケア個別会議の実施など、直営・委託双方のメリットを生かした連携体制のもと、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できることをめざして各事業に取り組んでいることが特徴です。

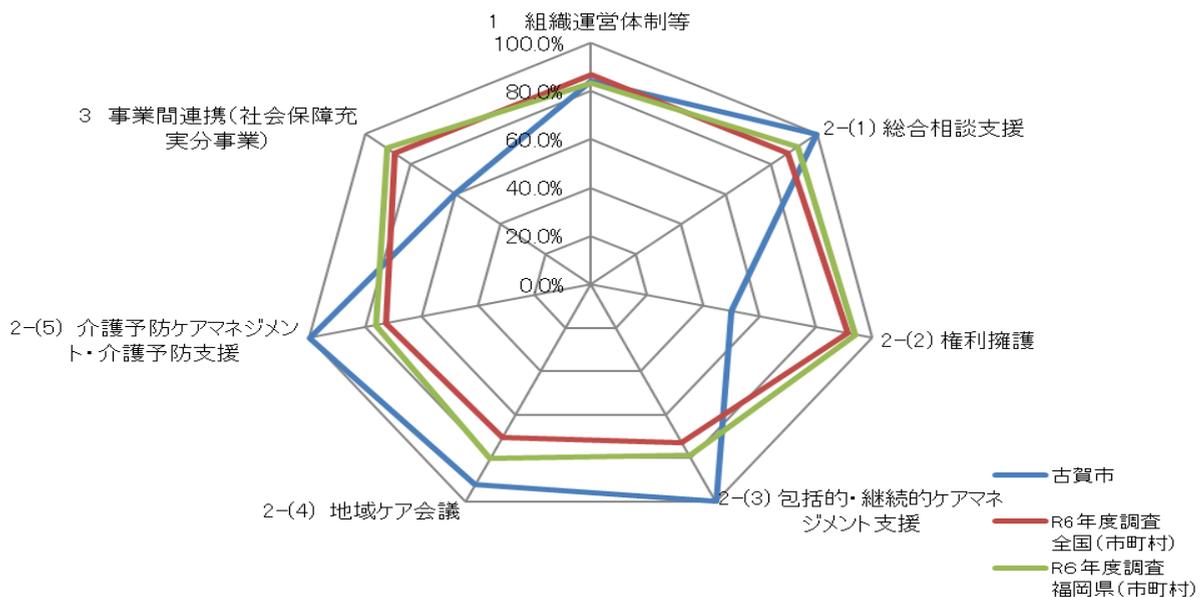
#### (2) 現状で取組が進んでいない業務とその要因

権利擁護業務については、成年後見制度の市長村申し立てに関する判断基準をセンターと共有できていない点、また消費生活に関する相談窓口または警察等と連携が達成できていない点があります。実際に消費者被害の相談件数は少なく、各圏域地域包括支援センターの支援により解決に至ったケースもあったことから連携の機会がなかったことが要因です。

#### (3) 今後の取組

地域包括支援センターの安定的な運営のためには、センターの周知と併せて地域に密着した関係団体等とのネットワーク構築が不可欠です。医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア等地域住民団体、また警察や消防等の公的機関との連携を図り、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画における重点項目を中心に取組みます。

古賀市(基幹型地域包括支援センター)と全国平均(市町村)の比較



<項目ごとの評価結果詳細>

大項目	市町村(基幹型地域包括支援センター)	全国平均
1 組織運営体制等	<b>84.2%</b>	
※組織運営体制(人員配置や運営方針の策定等)に関する評価項目	(取り組めた内容) ・市町村とセンターとの連絡会合を、定期的に開催している。 ・センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供している。  (取り組みが不十分であった内容) ・センターの資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示していない。	<b>86.9%</b>
2-(1) 総合相談支援	<b>100.0%</b>	
※総合相談支援業務に関する評価項目	(取り組めた内容) ・センターへの相談件数の把握や、相談事例に関する支援要請への対応を行っている。	<b>87.5%</b>
2-(2) 権利擁護	<b>50.0%</b>	
※権利擁護業務に関する評価項目	(取り組めた内容) ・高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において高齢者虐待事例への対応策を検討している。  (取り組みが不十分であった内容) ・成年後見制度の市町村申し立てに関する判断基準をセンターと共有していない。 ・消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を実施できていない。	<b>91.1%</b>
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	<b>100.0%</b>	
※包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する評価項目	(取り組めた内容) ・地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を実施している。 ・介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けている。	<b>72.7%</b>
2-(4) 地域ケア会議	<b>92.3%</b>	
※地域ケア会議に関する評価項目	(取り組めた内容) ・センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握している。 ・地域ケア会議において多種職と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じた。  (取り組みが不十分であった内容) ・センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表していない。	<b>70.3%</b>
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	<b>100.0%</b>	
※介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する評価項目	(取り組めた内容) ・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本方針を定め、センターに周知している。 ・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握している。	<b>72.7%</b>
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	<b>60.0%</b>	
※社会保障充実分事業に関する評価項目	(取り組めた内容) ・生活支援コーディネーターや協議体とのセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている。  (取り組みが不十分であった内容) ・医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っていない。	<b>86.9%</b>